

西宮市屋外広告物条例に基づく公共的団体の指定

平成 20 年 3 月 27 日

西宮市長 山田 知

- 1 西宮市屋外広告物条例(平成 19 年西宮市条例第 31 号)第 16 条第 1 項第 2 号に規定する市長が指定する公共的団体を次のとおり指定する。
 - (1) 国又は地方公共団体が出資又は出損している団体(株式会社を除く。)
 - (2) 国又は地方公共団体(いずれも行政機関を含む。)を構成員の全部又は一部として組織された団体
 - (3) 土地改良区等の公共組合
 - (4) 日本赤十字社
 - (5) 社会福祉事業法(昭和 26 年法律第 45 号)による社会福祉法人
 - (6) 前各号の外、公益的な団体で、市長が特に必要があると認める団体
- 2 実施日 平成 20 年 4 月 1 日